

潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業実施要綱（訪問系・相談系）

令和7年12月23日

告示第272号

（趣旨）

第1条 この告示は、物価高騰に伴う障害者支援施設等の負担軽減を図ることを目的として、光熱水費を補助するための潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業（以下「事業」という。）について、潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 補助の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、市内において申請日時点で運営を継続している次の施設とする。ただし、公立の施設（指定管理の施設を含む。）は、補助対象外とする。

施設区分	サービス種別
訪問・相談系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

施設区分	基準額（年度額）
訪問・相談系	1事業所当たり103,000円
備 考	
1 新規開始、休止又は廃止により、申請日の属する年度における運営期間が11箇月以下となる場合は、上記の基準額を12で除して運営月数（月の半分以上の日数を運営している月は、運営月数に含める。）を乗じた額を基準額とする。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設等を臨時休業した場合等については上記の施設等の休止には含まない。	

いものとする。

2 同一住所地の事業所で複数の訪問・相談系サービスを行っている場合は、1事業所とカウントする。

3 共生型事業所は、介護保険施設等物価高騰対策事業へ申請する。

(交付の申請等)

第4条 補助金の支給を受けようとする補助対象施設は、市長が別に定める期日までに、潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 施設別申請額一覧（様式第2号）

(2) 施設別個票（様式第3号）

3 第1項の規定による交付申請は、規則第11条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 潟上市暴力団排除条例（平成24年潟上市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員が運営している施設

(2) 申請日時点で、休止又は廃止を予定している施設

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 補助金の交付対象となった施設が、令和8年3月31日までに廃止、休止等により施設サービスを停止した場合、その旨を市長に報告するとともに、第3条の表備考1の規定に基づき基準額を算出し、過支給額を返還しなければならない（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）。

(3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) この補助金を光熱水費以外に使用してはならない。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による交付申請及び実績報告があったときは、

その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）又は潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、当該申請の内容に疑義がある場合には、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付の決定は、規則第12条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第12条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示又はこれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することができる。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第15条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第4条関係)

潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

令和年月日

潟上市長

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請書をもって潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号）第11条第1項による実績報告書とします。

フリガナ			
法人名			
申請者	代表者の職・氏名	職名	氏名
法人所在地	(郵便番号 -)		
	申請に関する担当者	職名	氏名
	連絡先	電話番号	E-mail
	交付決定通知等書類 郵送先住所	(郵便番号 -)	

申請（実績報告）額

申請内訳

区分		事業所・施設数	申請額
訪問・相談系	1 居宅介護	箇所	円
	2 重度訪問介護	箇所	円
	3 同行援護	箇所	円
	4 行動援護	箇所	円
	5 計画相談支援	箇所	円
	6 地域移行支援	箇所	円
	7 地域定着支援	箇所	円
	8 居宅訪問型児童発達支援	箇所	円
	9 保育所等訪問支援	箇所	円
	10 障害児相談支援	箇所	円
合計		箇所	円

※添付書類 ①施設別申請額一覧（様式第2号） ②施設別個票（様式第3号） ③請求書

施設別申請額一覧（様式第2号）

施設別個票（様式第3号）

事業所・施設の状況	事業所番号			
	事業所・施設の名称			開設日
	サービス種別			
	事業所・施設の所在地	(郵便番号	-)

誓約事項

	この補助金は、施設の光熱費に充てる。
	この補助金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	この補助金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
	暴力団排除条例（平成24年潟上市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員が運営している施設ではない。
	施設を休止・廃止する予定がない。

基準単価	算定額	運営月数	申請額（入所）				
103,000 円	103,000 円	月	0 円				

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

潟上市長

潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 交付決定額 _____ 円

2 補助事業の目的

物価が高騰する中、障害者支援施設等が安定的な障害福祉サービス等を提供できるよう光熱水費の掛かりまし経費の一部を支援することを目的とする。

3 交付の条件

- (1) この補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付け申請書の記載のとおりであること。
- (2) 補助金を補助事業以外の目的に使用しないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (4) 交付決定後に、運営期間が変更となった場合は、速やかに報告すること。なお、新型コロナウイルス感染症患者等の発生により、保健所等の指示や助言等に基づき、施設を臨時休業した場合等については施設等の休止には含まないこととする。
- (5) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

様式第5号（第6条関係）

第号
年月日

様

潟上市長

潟上市障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金不交付決定通知書

年月日付けで申請のあった補助金については、次の理由により不交付とします。

（不交付理由）